

道路や公園などで生理現象を  
きたし、放出すると軽犯罪法(第

団を討つたら、過干渉をタオル  
で包み便槽に押し込んだため、  
パイプが詰りあふれたため

と同じ気持ちで、清潔に使いま  
しよう。

一年間で二億二千  
万円が市の収入に

昭和51年 3月 1日

第714号

# 広報 うえだ

発行 上田市  
編集 秘書課  
電話 上田②4100  
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円



3月3日のひな祭り発表会の前に  
ひな段の前でお遊戯の練習をする塩田北保育園の園児

## 主な内容

- ☆みんなで助けあおう  
血液型登録台帳を作成..... 2面
- ☆第2次保存指定樹選定..... 2面
- ☆市民1人1人の手で部落差別を解消しよう  
有意義に「市民集会」終る..... 3面
- ☆黄萎病の防除は畦畔雑草の焼却で..... 4面
- ☆太郎山登山最高252回..... 5面
- ☆昭和49年度一部事務組合決算の公表..... 6・7面
- ☆住民基本台帳の登録人口と  
国勢調査の人口のちがいは..... 8面

## 市民の動き (2月1日現在)

出生以下は1月中の数字です。

人口総数	106,762	(+124)
男	51,827	(+61)
女	54,935	(+63)
世帯数	30,717	(+44)
出生	123	(-3)
死亡	59	(-9)
離婚	43	(-34)
結婚	5	(-4)

( )内は前月比

# みんなであおおう

## 市民の「血液型登録台帳」を作成

対象  
16歳～65歳

市は、上田市長期基本構想の「快適な生活環境整備」の一環として十六歳から六十五歳までの市民の皆さんに、血液型を登録していただき、登録台帳を作成し、緊急な輸血に対処できる体制（血液友の会）の確立を、五十一年度から三年計画で行うことになりました。

この事業は、各自治会の自主運営により衛生部長さんとおとして調査し、登録台帳の保管も同部長さんが行い地域ごとの緊急非常時に役立てるとともに連帯感の高揚を図ることを目的としています。

市は、この報告をもとに「血液センター保健部」の指導、協力を得て検査を行います。

初年度（五十一年度）は、調査報告された台帳を基本に、市内十九プロックの自治会連合会ごとにモデル地区を選定し、血液型検査

など登録台帳の整備を市が協力して行い、このモデル地区を核として三年間で登録台帳の整備を図ります。

この血液型登録台帳の整備によって、温かい心のふれあいを基調とし、多くの尊い生命を救う緊急

体制の確立ができませんよう、市民の皆さん一人一人のご理解とご協力をお願いします。

「RHマイナス友の会」の結成

3月29日 勤労者福祉センターで

また、数少ない血液型RHマイナスの人達が、緊急に輸血を必要とする時などに役立てようと「上田RHマイナス友の会」をつくるため、市が協力して次により結成大会を開催します。

この友の会が成果をあげるにはRHマイナスの人達全員のご協力が必要不可欠です。「尊い生命をお互いに守りあおう」を合言葉に結成大会に参加しましょう。

三月二十九日(月)午後一時三十分(ところ)

上田勤労者福祉センター(中央四、旧保健所跡)

この結成大会は、二月六日上田合同庁舎で、上小地区に住んでいるRHマイナスの人達が会議を開

ちあげたり、落葉などで、隣接者に迷惑をかけるなど問題もでており、みごとな樹木が一部保留樹木になっていきますが、これらの樹木は、隣接者の了解を得たうえで指定樹木にして行く方針です。皆さんの温かいご理解とご協力により、緑に包まれた「上田」を築きたいものです。

## 石井さん(半過)所有のザクロ(推定百年)など 第二次保存指定樹を選定

市の「緑の委員会」では、緑豊かな街づくりを図るため、昨年、樹木や樹林の第一次保存指定を行いました。今年も各自治会から推薦のあった樹木五本、樹林一か

所を第二次保存指定(下表)しました。

また、手入れや保存の方法などは、市の農林課の職員が相談に応じて、条例の規定により補助も行っていきます。

各自治会から推薦のあった樹木



▲石井さん所有のザクロ

保存樹木は、地上1・5mの高さで周囲が二・五m以上のもの、樹林は、面積三百三十㎡(約百坪)以上と決められています。市街地や住宅の密集地では、樹木が大きい枝葉が日影をさげたり、根が張り家などの土台を持

指定樹木所在地

指定番号	自治会名	所在地番	名称	住所	氏名	樹種名	樹幹周径 m
53号	下郷	大字殿城字 深区469	深区神社	大字殿城 713-1	氏子総代 上原宗雄	ケヤキ	3.90
54号						ケヤキ	2.77
55号	野倉	大字野倉 がら763		大字野倉 761	平山高司	ヒイラギ	1.61
56号	半過	大字小泉 下半過3333	薬師堂	大字小泉 35755	石井正市	イチヨウ	2.80
57号	半過	大字小泉 541-3		大字小泉 3541-3	石井一義	ザクロ	1.13
58号	小泉	大字小泉 0752	高仙寺	大字小泉 2075	高仙寺 野田俊一	イチヨウ	2.80
12号	小泉	大字小泉 075	高仙寺	大字小泉 2075	高仙寺 野田俊一	スギ	24.2

ご連絡ください。(☎2241-0100内線三三三・三三三・四有線②〇七五)

### 第二次保存指定樹・樹林

# 市民一人一人の手で

進委員会職業指導部会長の石井華一郎さんが、学校や公民館でも同

人間が自由を求め、自由を守るために命をかけて闘ってきた歴史こそ、洋の東西の別なく全世界人類の歴史である。江戸時代の封建政治の中で身分制度を強要

宣言



# お知らせ

## 黄萎病の防除は

### 畦畔雑草の焼却で

三月十四日(日)早朝に

昨年、泉田地区を中心に、黄萎(おおい)病が、かなりの範囲に発生(約二百ヘクタール)、収穫が減少した農家が見られました。今年、大発生が予想されますので、市は、畦畔雑草の中で越冬しているツマクロヨコバイ(黄萎病の伝染媒体)の防除を三月十四日(日)、畦畔雑草の焼却によって行いますので、農家の皆さんのご協力を願います。

畦畔の焼却より効果があるとは言えませんが、この三月十四日(日)に全農家の皆さんが一斉に実施し黄萎病の全滅を図りましょう。

#### 耕作しない畑

#### 山ぎわなど重点に

#### 野ねずみ退治実施

春の野ねずみ退治の時期となりました。

最近、駆除の効果が現れ、被害は山ぎわの耕地か放置された耕地の周囲などに発生する程度になりましたが、駆除を怠るとすぐ被害が広まります。

畦畔の焼却は、風などにより思わぬ事態が起きることも予想されますので、比較のおだやかな早朝に十分注意して行い、事故など起きぬようお願いいたします。

市は、年二回(春、秋)毒餌を配布して計画的に駆除を実施していますが、最近、被害の少ないのになれ、駆除を行わない農家が見受けられますので、農家組合長さんの指示に従って必ず実施するようお願いいたします。

この防除を行わないと、稲の生育不良をきたし、収穫がかなり減少します。ツマクロヨコバイは、年三回発生するのでかなりの早さで広まり、空中散布による防除などにたよらなければならず、多くの皆さんに迷惑がかかりますし畦

## お知らせのページ

### 科学研究費

#### 助成金の申請

財団法人長野県科学振興会では、県民の皆さんからの寄付金を基金とし、この利子で科学研究費を助成していますが、五十一年度も次のとおり研究費の助成申請を受付けます。

#### 〈対象〉

県内で自然科学の調査研究を行っている個人、または団体。

#### 〈交付部門〉

第一部 一般

第二部 小・中・高等学校の教員

第三部 専門研究者(大学講師以上、学生を除く)

#### 〈締切り〉

四月二十日(火)

〈受付・お問合せ〉

商工部商工課商工係 (☎2241)

〇〇内線三〇三三

### 市県民税の申告

三月十五日までです

市県民税の申告は、すみませいか?三月十五日(月)までに必ず申告しましょう。期限近くなりますと、窓口が大

変混雑しますので、早目にすませてください。

### 昭和24年以前の

#### 加入保険整理

(郵便局)

昭和二十四年五月以前に加入された簡易保険は、申し出ていただき、特別一時金をお支払いし、整理することになりました。取扱期間は次のとおりです。

▽昭和十六年三月三十一日以前の加入は、本年一月一日から三年間。

▽昭和十六年四月一日以後の加入は、本年七月一日から三年間。

加入されている人には、受持局から説明書を送付いたしました。

▽昭和三十年三月三十一日以前の加入保険金のお支払いに対しても現在の剰余金のほか、特別剰余金の増配を行います。

▽簡易保険の最高制限額および特別養老保険と定期保険の限度額が五百万円から八百万円に引き上げられました。

学資保険加入のチャンスです。子供さんのために、今から計画的に準備してください。くわしくは郵便局へお問合せください。(☎2200七七)

## スポーツ・レクリエーションに 勤労青少年ホームのご利用を

勤労青少年ホームは、十五歳から二十五歳までの勤労青少年なら、だれでも利用でき、スポーツやレクリエーション活動などをとおして仲間づくりや教養を高めたりする若者の場です。自由に気軽にご利用ください。利用される人は、ホームにある「利用申請書」を提出し、利用証の交付を受けるだけで結構です。

また、ホームには次のようなサークルや教室があり、気軽に参加できます。

▽マンドリンクラブ 毎週木曜日午後六時から

▽上田青少年吹奏楽団 毎週土曜日午後六時から

▽テニス教室 毎週土曜日午後五時三十分から

▽卓球教室 毎週月曜日午後六時

料理・着物教室の  
受講生募集

▽料理教室(四月〜九月)

町の花岡啓二さんでした。

座談会は、市長、助役を囲ん

でした。

また、観光課では、太郎山頂

市の物品納入  
「見積参加願」早目に



▲252回登った花岡さん

### 太郎山登山

#### 最高二百五十二回

今年で五回目の太郎山登山者による太郎山を語る会が二月十七日市役所で開かれました。出席された人は、昨年一年間に二十三回以上、太郎山に登ったという山好きの人達で、最高登山者は、二百五十二回、坂城



次の方々がなくなりなりました。つつしんでご冥福をお祈りいたします。(一月三十一日現在)

- 佐久間よ志のさん 倉升 八六
- 滝沢岩一郎さん 築地 七〇
- 川合なみさん 中之条 七〇
- 石井義市さん 半過 六九
- 宮原かめのさん 城北 八七
- 倉島はなさん 金剛寺 七七
- 小林達也さん 西野竹 一
- 矢島とみさん 久保林 七五
- 塩入寛三郎さん 上塩尻 七〇

- 宮沢清人さん 中央西一(上紺屋町) 七七
- 高木信子さん 緑が丘三(城北) 七六
- 宮本理助さん 長島 五六
- 森元秀さん 中央五(下房山) 八五
- 滝沢定平さん 下塩尻 八四
- 春原春定さん 上塩尻 五〇
- 船渡タケさん 中央四(丸壺) 七一
- 倉嶋一二さん 神科新屋 七六
- 中村彦左衛門さん 下之条 七八
- 竹本けさをさん 常磐城六(常磐町) 八六
- 塩野入シズエさん 新田 六七
- 若林まつ井さん

- 重野カルさん 中央六(愛宕町) 五六
- 緑が丘二(緑が丘北) 六〇
- 中島安雄さん 秋和 六五
- 荒井新太さん 川辺町 九一
- 竹内里見さん 上沢 八一
- 城岡としるさん 中央二(材木町) 五一
- 細田てる子さん 中央西一(下紺屋町) 四九
- 権田大さん 中央一(松尾町) 〇
- 秋山真治さん 中央北三(新田) 八五
- 西林四津いさん 院内 八八

- 紀男さん 常磐城一(西脇) 一四
- 池田ふささん 中央西一(鎌原) 七二
- 塚原貞治さん 伊勢山 五八
- 塚田市郎さん 染屋 六八
- 宮島るいさん 秋和 七七
- 母袋千興治さん 中央二(北常田) 八五
- 金子英さん 長島 六四
- 神野巳之助さん 中央三(横町) 八三
- 中村いのさん 中央一(松尾町) 九五
- 西村四濃さん 大手一(大手町) 七二
- 池田義信さん 下室賀 七九

- 土屋めぐみさん 下室賀 〇
- 松沢嘉一郎さん 小泉 五八
- 水沢和人さん 岡 九二
- 井下和忠治さん 浦野 四六
- 小山俊一さん 仁古田 四六
- 保屋野国吉さん 保野 八九
- 川上きくのさん 下本郷 六九
- 保屋野忠吉さん 保野 八四
- 斉藤伊三郎さん 院内 七八
- 安藤つよさん 上小島 九三
- 南波文夫さん 下之郷 八一
- 樋口こよのさん 手塚 八二
- 清水きくよさん 院内 七四
- 西井うた子さん 山田 六一
- 岩瀬かつさん 林之郷 八五
- 満木やまささん 大日木 八四
- 安田元枝さん 矢沢 七一



▲登山者の声を綴った冊子

町の花岡啓二さんでした。座談会は、市長、助役を囲んで行われ、「三百回を目指したが、いろいろの事情で、達成できず残念でした」「太郎山は、健康増進には一番良い山だ。これからも市民の山として親しんで行きたい」などと話しがはずみなごやかな、楽しいひととき

この冊子は、部数が少いため、掲載されている人だけにしあげますので、希望される人は、市役所二階の観光課へ申し込んでください。(☎224100内線三二〇・三一一有線207四二)

### 市の物品納入 「見積参加願」早目に

五十一年度、市へ物品の納入を希望される人は、早目に「見積参加願」を提出してください。

〈提出期間〉  
三月三十一日まで

〈提出先〉  
市役所会計課用度係(窓口八番)

〈必要書類〉

- 1) 見積参加願
- 2) 営業概要調書
- 3) 事業経歴書
- 4) 納税証明書(事業税・市町村税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税および国民健康保険税)

### 料理・着物教室の 受講生募集

▽料理教室(四月〜九月)  
月曜コース、定員二十名  
火曜コース、定員二十名  
水曜コース、定員二十名  
受講料、千五百円

▽着物着付教室(四月〜五月)  
水曜コース、定員十二名  
木曜コース、定員十二名  
受講料、二千元

申込締切〓両教室とも三月十五日までです。

〔お問合せ〕

上田勤労青少年ホーム(☎227117)

で広まり、空中散布による防除などにたよらなければならず、多くの皆さんに迷惑がかかりますし、

受けられますので、農家組合長さんの指示に従って必ず実施するようお願いいたします。

か?三月十五日(月)までに必ず申告しましょう。期限近くなりますと、窓口が大

に準備してください。くわしくは郵便局へお問合せください。(☎220077)

▽料理教室 毎週土曜日午後五時三十分から

# 全事務組合が 黒字決算

## 昭和49年度一部事務組合決算の公表

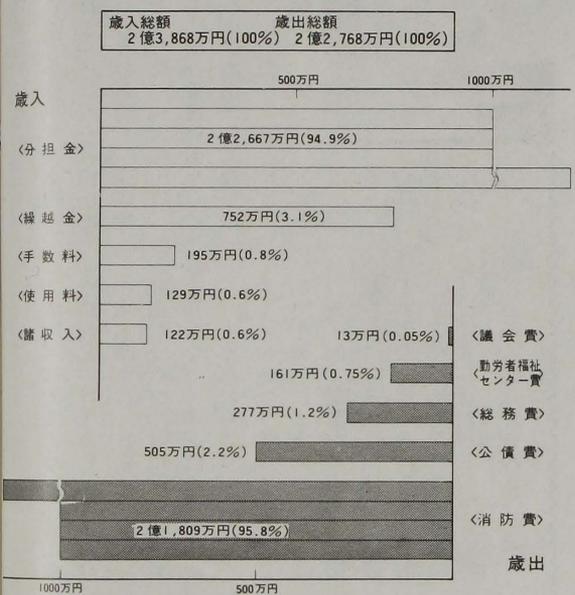
### 上小地域広域 行政事務組合

上小地域広域行政事務組合は、歳入総額二億三千八百六十八万二千円、歳出総額二億二千七百六十八万七千円、差し引き千九百九十九万公債費、総務費の順です。

財産表 (五十年三月三十一日現在)

建物	二、一三二平方メートル
地方債現在高 (五十年三月三十一日現在)	一億五〇五万円
差引現在高	一三四万円
昭和50年3月末日までの償還額	一億六三九万円
昭和50年3月末現在高	一億六三九万円
区分	金額

上小地域広域行政事務組合  
決算の状況 (単位万円)



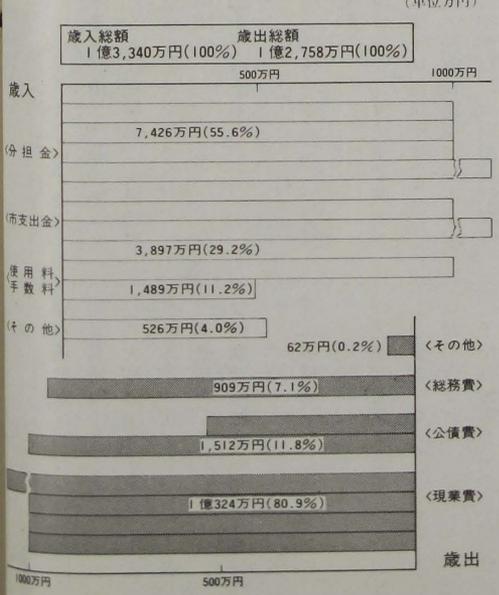
### 上小衛生施設組合

上小衛生施設組合は、歳入総額一億三千三百四十万七千円、歳出総額一億二千七百五十八万八千円、差し引き五百八十二万六千円の黒字決算で終了しました。歳入の主なものは、この組合を組織している上小地域の市町村からの分担金が五・六%を占め第一位、ついで下水道維持管理の市支出金二九・二%、業者の投入手数料などの順です。

財産表 (五十年三月三十一日現在)

建物	二、六五〇平方メートル
土地	六、六四一平方メートル
地方債現在高 (五十年三月三十一日現在)	一億八九七万円
差引現在高	七七一万円
昭和50年3月末償還額	一億一六八万円
昭和50年3月末現在高	一億一六八万円
区分	金額

上小衛生施設組合決算の状況 (単位万円)



### 大星斎場組合

大星斎場組合は、歳入総額千七

地方債現在高 (五十年三月三十一日現在)

差引現在高	一八八〇万円
昭和50年3月末日までの償還額	二一九万円

### 上田市真田町 じんかい焼却場組合

歳入の主なものは、上田市、真田町の分担金が八八・六%を占め第一位、ついで焼却手数料、諸取

### 大星斎場組合

大星斎場組合は、歳入総額千七百十六万三千円、歳出総額千六百五十六万九千円、差し引き五十九万四千円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、この組合を組織している、上田市、東部町、真田町、青木村からの分担金が六三・八%を占め第一位、ついで使用料、繰越金の順です。

歳出の主なものは、斎場費が五八・三%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

財産表(50年3月31日現在)

建土	七、〇四二㎡
物地	七七九㎡

### 上田市外八か町村

#### 病院組合

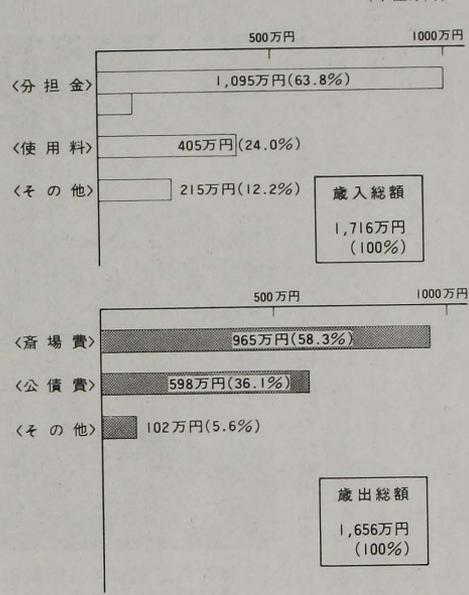
上田市外八か町村病院組合は、歳入総額千四百九十万二千円、歳出総額千三百七十九万五千円、差し引き百一十七万七千円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、この組合を組織している市町村からの分担金が八九・六%を占め第一位、ついで県支出金、繰越金の順です。

歳出の主なものは、衛生費が九

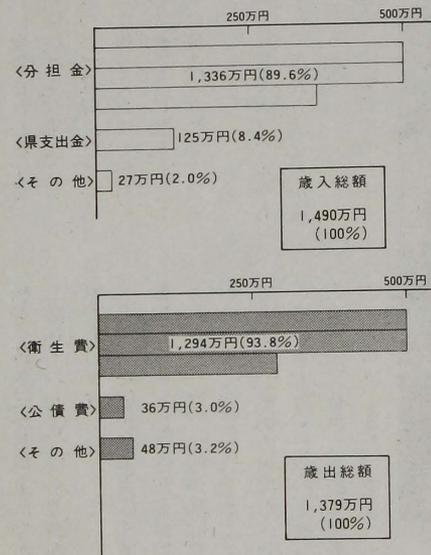
地方債現在高(五十年三月三十一日現在)	一八八〇万円
昭和50年3月末日までの償還額	二一九万円
昭和50年3月末現在高	二〇九九万円
差引	現在高
区	分
金	額

大星斎場組合決算の状況 (単位万円)



三・八%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

上田市外八か町村病院組合決算の状況 (単位万円)



### 上田市真田町 じんかい焼却場組合

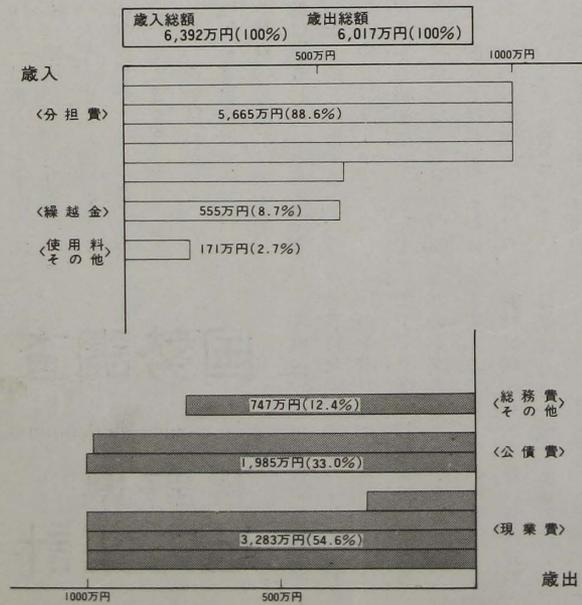
上田市真田町じんかい焼却場組合は、歳入総額六千三百九十二万九千円、歳出総額六千七百九十九万九千円、差し引き三百七十五万九千九百円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、上田市、真田町の分担金が八八・六%を占め第一位、ついで焼却手数料、諸収入の順です。

財産表(五十年三月三十一日現在)

建土	四、五三三平方メートル
物地	一、四一三・九平方メートル
地方債現在高(五十年三月三十一日現在)	八七四九万円
昭和50年3月31日現在高	一三四四万円
昭和50年度償還額	一億九三万円
昭和50年3月末現在	額
区	分
金	額

上田市真田町じんかい焼却場組合決算の状況 (単位万円)



# 住民基本台帳の登録人口 (106,462人) と 国勢調査の人口 (105,147人)のちがいは

質問 二月十六日発行の広報うえだ、国保だよりの「国保の加入状況」中の市の人口十万六千四百六十二人、世帯数三万六千二百七十七世帯(十二月一日現在)と同広報六ページの国勢調査概数の人口十万五千四百四十七人、世帯数二万九千六百四十五世帯(十月一日現在)とは、人口で千三百十五人、世帯数で九百八十二世帯国勢調査概数の方が少ない。国勢調査からわずか二か月で、千三百人、九百八十世帯もの自然増があるとは思えません。間違いでないでしょうか。

答 自然増としては多すぎますが、前者は市民票の住民

## みんなのページ

基本台帳に登録された数字で、これは、住民基本台帳法と言う法律に基づいて登録されているもので、広報うえだにも毎月一日発行の表紙右下に掲載しています。別に間違った数字ではありません。

質問 どのようにして大きな差があるのですか。調査方法などが違うのでしょうか。

答 そうです。国勢調査の方法と



保存指定樹No.8 (幹周2.51)  
諏訪部丸山瑛一さん所有のクヌギ

松本へ行き三か月以上たつが、土帰月来の人は、松本で調査されたわけだ。

ところが住民基本台帳法では転出・入の届出(住民登録)がされなければ、台帳の加除整理ができず、記載されたままで。ですから、前例の東部町へ入院している人も、松本へ異動した人も、住民基本台帳法では上田市の人口に、また、東京へ半年

は一棟で一世帯としますが、住民基本台帳法では、届出された一人一人を一世帯(同一世帯主)の届出は一世帯)として数えるので違いがでます。

質問 数字の違いはわかりましたが、住民基本台帳法では、届出を待つ受身の方法だけでは、積極的に調査して、より正確な人口、世帯数を把握することはできないのでしょうか。

答 住民基本台帳法第二十二条では転入した日から十四日以内、同法第二十四条では転出する時はあらかじめ市長に届出しなければならぬことになっています。罰則は過料程度(上田市は適用せず)で厳しい追求はできません。また、同法第三十四条第二項で、必要に応じて住民調査を行うことができると定めていますが、実際に調査するとなると国勢調査以上の人員(延約千人)が必要となり、費用、人員の面からむりな状態のため、実施する予定はありません。

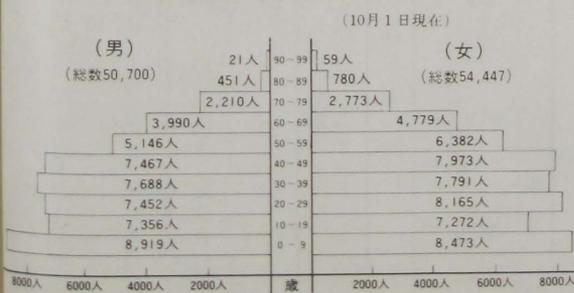
しかし、届出をしておかないと、選挙人名簿に記載されませんし、児童手当や乳幼児の検診予防接種、小学校入学通知や印鑑登録・同証明など、市民としての権利を受けることができま

せんので必ず期限内に届出てください。

## 国勢調査 長野県 地方集計

左図は、昨年十月一日現在で実施された国勢調査の長野県地方集計の上田市男女年齢別構成グラフです。0歳〜19歳までは男が多く20歳を過ぎると女が多くなっています。(このグラフの数字は、総理府統計局から公表される確定数とは必ずしも一致しません。)

上田市男女年齢別構成グラフ



月16日  
号

市課  
4100  
印刷

とき

開く



午前9  
室で行い

時頃に  
混雑しま  
まの手続  
きにお願